

お知らせ

「地域防災計画（案）」について意見を募集します

市では、災害予防、災害応急対策および災害復旧を円滑に実施し、市民の生命と身体、財産を災害から守ることを目的に、「地域防災計画」の策定を行っています。

このたび、長浜市地域防災計画の素案がまとまりましたので、市民の皆さんの意見を計画に反映するため、下記のとおり広く市民の皆さんの意見を募集します。

- 【募集期間】 7月8日(金)～8月8日(月)
- 【閲覧場所】 防災危機管理課、市政情報コーナー、各支所地域振興課、市ホームページ(<http://www.city.nagahama.shiga.jp>)
- 【提出方法】 任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかの方法で下記まで



提出・問合せ先

長浜市総務部防災危機管理課 (〒526-0031 八幡東町632番地、電話65-6555、FAX65-8555、Eメール**bousai@city.nagahama.lg.jp**)

25頁に人権施策推進基本計画（素案）への意見募集について掲載しています。

固定資産税が減額されます

○一般新築住宅
【対象】 平成24年3月31日までに新築されたもの
【軽減率】 1/2 (居住部分120㎡を限度。構造等により翌年度から3年度または5年度)
【認定長期優良住宅】
【対象】 市の長期優良住宅の認定を受けて、平成24年3月31日までに新築されたもの
【軽減率】 1/2 (居住部分120㎡を限度。構造等により翌年度から5年度または7年度)
【必要な書類】 長期優良住宅認定通知書(写)など
【申告期限】 新築した翌年の1月31日まで

○バリアフリー改修住宅
【対象】 平成19年1月1日以前に建てられた住宅で、平成25年3月31日までにバリアフリー改修工事(自己負担額30万円以上)を施工したもの。
※居住者の要件は、65歳以上の高齢者、要介護認定者、要支援認定者、しゅうがい者手帳の被交付者のいずれか
【工事内容】 通路・出入口の拡張、階段勾配の緩和、トイレ・浴室・脱衣所などの手すりの設置または床の段差解消など

固定資産税が減額されます

○省エネ改修住宅
【対象】 平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、平成25年3月31日までに省エネ改修工事(工事費30万円以上)を施工したもの
【工事内容】 窓の断熱改修(複層ガラス化など)、窓の断熱改修と合わせて行う床、天井、または壁の断熱改修
【軽減率】 1/3 (居住部分100㎡を限度。翌年度のみ)
【必要な書類】 工事費明細書、工事前後の写真など
【申告期限】 工事完了後3か月以内

○耐震改修住宅
【対象】 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成27年12月31日までに耐震改修工事(工事費30万円以上)を施工したもの
【工事内容】 現行の耐震基準に適合した改修
【軽減率】 1/2 (居住部分120㎡を限度。工事完了時期により翌年度または2年度)
【必要な書類】 固定資産税減額証明書または住宅性能評価書、工事費明細書など
【申告期限】 工事完了後3か月以内

問 税務課(☎65-6523)、各支所福祉生活課

○省エネ改修住宅
【対象】 平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、平成25年3月31日までに省エネ改修工事(工事費30万円以上)を施工したもの
【工事内容】 窓の断熱改修(複層ガラス化など)、窓の断熱改修と合わせて行う床、天井、または壁の断熱改修
【軽減率】 1/3 (居住部分100㎡を限度。翌年度のみ)
【必要な書類】 工事費明細書、工事前後の写真など
【申告期限】 工事完了後3か月以内

○耐震改修住宅
【対象】 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成27年12月31日までに耐震改修工事(工事費30万円以上)を施工したもの
【工事内容】 現行の耐震基準に適合した改修
【軽減率】 1/2 (居住部分120㎡を限度。工事完了時期により翌年度または2年度)
【必要な書類】 固定資産税減額証明書または住宅性能評価書、工事費明細書など
【申告期限】 工事完了後3か月以内

お知らせ

「長浜市基本構想（改定案）」、「定住自立圏形成方針（案）」について意見を募集します

☆長浜市基本構想☆

市のもっとも基本的な方針となる「長浜市基本構想」について、1市6町合併を受けて、新たな特性や課題をふまえ内容の見直しを行ってきました。これまで総合計画審議会や市民懇話会、市民座談会など市民の皆さんとともに検討を重ね、このたび改定案としてとりまとめたので、この改定案について、広く市民の皆さんの意見を募集します。

☆定住自立圏形成方針☆

現在市では、地域において人口定住を促進するための必要な機能を確保するとともに、内需振興による安定した地域社会の形成をめざした「定住自立圏構想」に取り組んでいます。この考え方にに基づき、市の中心地域における都市機能の充実や周辺の地域の地域資源などを活用しながら、医療、産業振興、地域公共交通、人材育成などの幅広い分野において、中心地域と周辺地域が機能を分担し、連携する内容を示した「定住自立圏形成方針（案）」をとりまとめたので、この方針案について、広く市民の皆さんの意見を募集します。



＜総務省資料参考＞

- 【募集期間】 7月1日(金)～8月1日(月)
- 【閲覧場所】 企画広報課、市政情報コーナー（本庁・各支所）、市ホームページ
- 【提出方法】 任意の様式に、住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで下記まで。

【提出・問合せ先】

長浜市企画部企画広報課 (〒526-8501 長浜市高田町12番34号 ☎65-6505、FAX63-4111、Eメール**kikaku@city.nagahama.lg.jp**)